

平成26年度上越市奨学生募集要項

1 奨学生の資格と貸付額

- ・ 経済的理由で修学が困難な方に対する奨学金貸付制度です。
- ・ 将来、奨学生の皆さんが地元で活躍されることを願って、市が行う制度です。

資格(次のいずれにも該当する方) ○上越市に保護者等が居住する世帯の学生又は生徒 ○学校教育法に定める下の欄の学校に在学する学生又は生徒	貸付額 (無利子)
① 高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程に限る)、 特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程在学者(修業 年限が2年以上)	月額 15,000円
②大学(短期大学、大学院を含む)、 専修学校の専門課程在学者(修業年限が2年以上)	月額 30,000円

(1) 成績基準

① 高校、専修学校(高等課程)等

- ・ 原則的には学習成績評定による選考はしない。

② 大学、専修学校(専門課程)等

- ・ 1年生については、高校等における学習成績評定が全履修科目の平均値で概ね3.5以上(5段階評価)であること。
- ・ 2年生以上については、申込時までの在学校の成績で良以上又はB以上が全履修科目数の50%を超えること。

(2) 所得基準(経済的理由とは)

- 保護者(父及び母。母子・父子世帯の場合は母又は父。)若しくは家計の主宰者等の1年間の認定所得金額が平成26年度上越市奨学金所得基準以下であること。

2 採用予定人数

20人程度

- *奨学金貸付審査委員会の審査により選考します。

3 奨学金の貸付期間

貸付決定の月からその人の在学する学校の最短修業年限の終期まで。

4 奨学金の交付

奨学金は、4月、7月、10月、1月にそれぞれ3か月分を本人に直接交付します。

(ただし初年度は、貸し付けを決定した月以降に交付)

5 申込方法

提出書類 (提出された書類は返却しませんので注意してください)	①奨学生採用申込書
	②奨学生推薦調書 (新1年生は卒業学校からの証明)
	③在学証明書 (入学後に学校で発行したもの)
	④収入等に関する証明書 (父母又は家計の主宰者のものが必要) ◇必ず必要な書類 ・平成25年分源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えの写し若しくは最新の市民税申告書の写し (父、母とも必要) ◇世帯の状況により必要となる書類 ・雇用保険受給者 (予定者含む) は雇用保険受給資格証の写し ・年金受給者の場合は、その金額が分かる書類 (年金の源泉徴収票等)
申込受付	上越市教育委員会 学校教育課 (〒942-8563 上越市大字下門前 593 番地) 総合事務所の教育・文化グループ、南・北出張所
申込期間	平成26年4月1日(火)～平成26年4月30日(水) (当日消印有効)

6 採用決定及び通知

- 奨学生の採用は、上越市奨学金貸付審査委員会の選考を経て教育委員会が決定します。
- 採用又は不採用については、本人に通知します。

7 連帯保証人及び保証人

採用が決定し、貸与を受ける際には、連帯保証人 (父母等) 1人、および保証人 (本人、連帯保証人と世帯を異にし、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる者で65歳未満の者) 1人が必要です。また、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出も必要となります。

(採用後に、連帯保証人及び保証人の関係書類の提出がない場合は、奨学金を貸与することはできませんので注意してください。)

8 奨学金の返還

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

奨学金の貸与終了に当って「借用証書」を提出いただきます。その際には、連帯保証人 (父母等) 1人及び保証人 (本人、連帯保証人と別世帯かつ別生計の65歳未満の者) が1人必要となります。返還方法には、年賦 (1年間に1回返還) や半年賦 (1年間に2回返還) ・月賦があり、借用証書提出時に選択します。奨学金は無利子です。貸付期間の2倍の年数以内に返還しなければなりません。

なお、奨学生が奨学金の返還を履行しない場合、法律 (民法) に基づき奨学生に代わって連帯保証人・保証人が返還を履行する責任を負うことになります。

※上越市奨学金の申込み要件該当者は、高校生・大学生等とともに新潟県奨学金や日本学生支援機構奨学金の対象者になりますので、併せて申し込むことができます。(問い合わせ先:新潟県奨学金については在学校の奨学金担当窓口又は新潟県教育庁高等学校教育課 電話 025-280-5609、日本学生支援機構奨学金については予約採用・在学採用ともに現在在学中の学校の奨学金担当窓口が受付します。)

平成26年度上越市奨学金所得基準

【1. 高校生の所得基準】

○本人の保護者（父及び母。母子世帯の場合は母。父子世帯の場合は父。）の合計金額、若しくは家計の主宰者の1年間の所得金額が332万円以下であること。

○認定所得金額とは、本人の保護者（父及び母）若しくは家計の主宰者の1年間の所得金額を合計した金額をいう。

①給与所得の場合

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が給与所得金額です。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
0	650,999	0円
651,000	1,618,999	(収入額) - 650,000円
1,619,000	1,619,999	969,000円
1,620,000	1,621,999	970,000円
1,622,000	1,623,999	972,000円
1,624,000	1,627,999	974,000円
1,628,000	1,799,999	(収入額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた額) × 2.4
1,800,000	3,599,999	(収入額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた額) × 2.8 - 180,000円
3,600,000	6,599,999	(収入額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた額) × 3.2 - 540,000円
6,600,000	9,999,999	(収入額) × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000	14,999,999	(収入額) × 0.95 - 1,700,000円
15,000,000		(収入額) - 2,450,000円

②給与所得以外の場合

収入額から必要経費を差し引いた金額（必要経費とは、事業所得においては売上原価と営業経費（人件費、減価償却費、公租公課等）との合計額であり、農業所得では肥料や苗代・飼料・燃料代等の購入費の合計額）。

○本人の保護者等が、無職無収入の場合は、所得金額を0円とします。証明書類を添付してください。（ただし、雇用保険等受給者は保険金額を収入としますので証明書類を添付ください。）

○奨学生採用申込書を提出する際は、給与所得のみの人は平成25年分の源泉徴収票の写しを、その他の人は平成25年分の確定申告書の控えの写し若しくは最新の市民税申告票の写しを添付してください。なお、所得を確認できる関係書類等の提出がない場合は奨学金を貸与することはできませんので注意してください。

【2. 大学生等の所得基準】

○本人の保護者（父及び母。母子世帯の場合は母。父子世帯の場合は父。）若しくは家計の主宰者の1年間の認定所得金額446万円以下であること。

○認定所得金額とは、本人の保護者（父及び母）若しくは家計の主宰者の1年間の所得金額を合計した金額をいう。

①給与所得の場合

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が給与所得金額です。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
0	650,999	0円
651,000	1,618,999	(収入額) - 650,000円
1,619,000	1,619,999	969,000円
1,620,000	1,621,999	970,000円
1,622,000	1,623,999	972,000円
1,624,000	1,627,999	974,000円
1,628,000	1,799,999	(収入額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた額) × 2.4
1,800,000	3,599,999	(収入額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた額) × 2.8 - 180,000円
3,600,000	6,599,999	(収入額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた額) × 3.2 - 540,000円
6,600,000	9,999,999	(収入額) × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000	14,999,999	(収入額) × 0.95 - 1,700,000円
15,000,000		(収入額) - 2,450,000円

②給与所得以外の場合

収入額から必要経費を差し引いた金額（必要経費とは、事業所得においては売上原価と営業経費（人件費、減価償却費、公租公課等）との合計額であり、農業所得では肥料や苗代・飼料・燃料代等の購入費の合計額）。

○本人の保護者等が、無職無収入の場合は、所得金額を0円とします。証明書類を添付してください。

（ただし、雇用保険等受給者は保険金額を収入としますので証明書類を添付ください。）

○奨学生採用申込書を提出する際は、給与所得のみの方は平成25年分の源泉徴収票の写しを、その他の方は平成25年分の確定申告書の控えの写し若しくは最新の市民税申告票の写しを添付してください。なお、所得を確認できる関係書類等の提出がない場合は奨学金を貸与することはできませんので注意してください。

「奨学生採用申込書等」記入要領

上越市奨学金は、学生本人に貸与するものです。申込書は学生本人が記入してください。
申込書は、選考上の大切な資料です。事実をありのままに記入してください。

- 1 「氏名」欄には、必ず戸籍に記載されているものを記入ください。
- 2 「生年月日」欄の年齢は、平成26年4月1日現在で記入ください。
- 3 「本人住所」欄は居住地を、「家族住所」欄は住民票に記載されているもので、以下も記入ください。
(郵便番号及び寮、アパート等の名称、室番号も記入)
- 4 「在学学校」欄は、国公立又は私立に☑印し、在学学校名、学部、学科、学年、を記入してください。
- 5 「入学・卒業予定」欄は、入学年月日及び卒業予定年月日を記入ください。
- 6 「本人及び家族状況」欄は、生計を一にしている者は、同居・別居を問わず、全員記入ください。
「年齢」は、平成26年4月1日現在で記入ください。
「続柄」は、申込者本人からみた関係を記入ください。
「職業」「勤務先」は、具体的に記入ください。
「所得」は、前年の額を記入(募集要項の5申込方法の提出書類④と一致します。)
「在学学校名、学年、奨学金の有無」は、学生の場合に記入ください。
- 7 「奨学金貸付を希望する理由」欄は、奨学金を申し込むに至った事情などを具体的に記入ください。家計困難・経済的理由のため・収入少なく修学困難等のみでは受付られません。
- 8 「本人の履歴」欄は、中学校卒業から在学学校入学までの年月、学校名及び入社年月・会社名を記入ください。(大学入学資格検定合格者は、その年月も記入。)
- 9 「誓約」欄は、本人並びに連帯保証人が必ず自書ください。また押印の際は、その印鑑が申込者のものと同一又はシャチハタ印である場合は、書類不備となります。ご注意ください。
- 10 「連帯保証人」は、原則、保護者等(父母等)ですが、事情によってはこれに代わる適当な者を選定ください。連帯保証人は成人であって、将来、本人と連帯して弁済の責任を負います(なお、採用後には「保証人」の選定も必要です。保証人は同じく成人であって、連帯保証人とは独立した生計を営む者で、将来本人・連帯保証人に次いで弁済の責任を負います)。
- 11 奨学生推薦書は、学校へ提出し、推薦を受けてください。
 - ・1年生の場合は出身高等学校(中学校)等から推薦を受ける
 - ・2年生以上の場合には在学学校の推薦を受ける
- 12 所得関係書類を忘れずに提出ください。提出がない場合は奨学金を貸与することはできませんので注意してください。
 - ・給与所得のみの方は、平成25年分の源泉徴収票の写し
 - ・その他の方は、平成25年分の確定申告書の控えの写し若しくは最新の市民税申告票の写し等

◎ 提出先 上越市教育委員会学校教育課、総合事務所の教育・文化グループ、南・北出張所

◎ 問合せ先 上越市教育委員会 学校教育課 学事庶務係

〒942-8563 上越市大字下門前593番地 (TEL 025-545-9244)

第1号様式（第2条関係）

奨学生採用申込書

ふりがな			生年月日	年 月 日		(歳)	
氏 名							
本 住 人 所	電話番号 ()						
家 住 族 所	電話番号 ()						
在 学 学 校	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立		部	科	第	学年	
入学（編入学）	年	月	日	※学校の種類 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 大学（短期大学及び大学院を含む） <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校			
卒業予定	年	月	日				
本人及び家族状況	氏 名	年齢	続柄	職業	勤務先	所得	在学学校名、学年、奨学金受給の有無
			本人			円	

注) 申請書の提出にあたっては、平成 25 年分の源泉徴収票の写し（給与所得者）又は平成 25 年分の確定申告書の控えの写し若しくは最新の市民税申告書の写し（自営業者等）を添付ください。

奨学金貸付を希望する理由	(本人が具体的に記入してください。)
--------------	--------------------

本人の履歴 (学歴・職歴)	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	

上記記載事項は、事実に相違ありません。上越市の奨学生として採用をお願いします。奨学生として採用の上は、上越市奨学金貸付条例の規定に従い奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の返還にも誠実にその責務を履行します。

上記のとおり連帯保証人と連署して誓約します。

平成 年 月 日

(あて先) 上越市長

本人氏名

㊟

連帯保証人氏名

㊟

連帯保証人関係事項	現住所	〒	本人との続柄	職業
		電話番号		
※連帯保証人が記載すると	勤務先	会社名	生年月日	
		事業所所在地 電話番号	年 月 日生	(満 歳)

第2号様式（第2条関係）

奨学生推薦調書

ふりがな			調書作成者名	
氏名				㊟
在学学校	学校名 部 科 第 学年 (年 月 日入学・編入学)			
出身学校	学校名 年 月 卒業（見込み） 前期課程修了（見込み）			
学習成績の評定平均値				
推 薦 所 見				
上記の者は、上越市の奨学生として適確であると認め、推薦します。 平成 年 月 日 学校所在地 学 校 名 学 校 長 名 ㊟ （あて先）上越市長				

〔備考〕学業成績の評定平均値は、在学又は卒業学校の在籍期間中の全履修科目の評定を合計し、科目数で割ったものを記入すること。ただし、記入できない場合は、成績証明書を添付すること。

他の奨学金について

他の奨学金制度は次のとおりです。

〈新潟県奨学金〉

1 奨学金の種類

- ①高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校等）
- ②大学、短期大学（通信制等を除く）
- ③専修学校（専門課程）

2 応募資格等

- ①新潟県内居住者の子弟であること
- ②所得基準（目安です）・学力基準が下表に該当する人

区 分	年収・所得基準(保護者(父及び母等)が対象)		学力基準	
	給与所得世帯 (収入額が対象)	給与所得以外の世帯 (所得額が対象)	1年生(出身学校 での成績評定)	2年生以上(在学 校での成績評定)
高等学校等	770万円程度以下	310万円程度以下	3.0以上（※不問の採用枠有）	
大学・短大	900万円程度以下	410万円程度以下	3.5以上	良又はB以上が全履 修科目の50%以上
専修学校	850万円程度以下	380万円程度以下	3.2以上	

(注) 上記所得基準額は4人世帯の目安です

※高校奨学金では、主たる家計支持者の失職・破産・会社倒産・病気・死亡又は火災・風水害等により家計が急変した者を対象とした緊急採用も行っています。

3 採用定員（25年度の採用定員です。26年度もほぼ変更はないと思われます。）

区 分	高等学校等	大学、短大	専修学校
25年度定員	470人	90人	50人

4 貸付条件

①貸与月額

	国公立		私 立	
	自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
大学	41,000円		44,000円	51,000円
短大、専修学校			43,000円	48,000円
高等学校等	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円

②貸付期間 貸付決定年の4月から卒業までの最短修業年限

③返 還 卒業後8か月据え置きのうち最長15年以内に返還（無利息）

——問い合わせ先 新潟県教育庁高等学校教育課審査調整係（☎025-280-5609）

市内の他の奨学金制度

1 上越学生寮奨学金

- ① 応募資格 上越市、妙高市、糸魚川市の出身の学業に優れた大学生・大学院生・学術研究者（大学卒業・大学院修了後で研究活動をしている人）で、学校の所在地が東京都及びその近郊にあるもの
- ② 貸付金額(月額) 大学生 7 万円、大学院生 10 万円
- ③ 貸付期間 6 月から最短修業年限の終期まで
- ④ 返 還 卒業（貸付終了）後 1 年据え置きのうち 14 年以内に返還（無利息）
- ⑤ 申し込み期限 4 月 15 日（火）
- ⑥ 問い合わせ先 上越市教育委員会教育総務課（☎025-545-9243）

2 ユートピアくびき振興財団奨学金

- ① 応募資格 頸城区に本籍を有する人、または既に 1 年以上頸城区に居住し引き続き居住する世帯の学生又は生徒
- ② 貸付金額(月額) 高校等 1 万円、短大・専修等 2 万円、大学 3 万円（別途、入学一時金の貸付有）
- ③ 貸付期間 最短修業期間
- ④ 返 還 卒業後 1 年据え置きのうち貸付期間の 2 倍の期間以内（無利息）
- ⑤ 申し込み期限 4 月 15 日（火）
- ⑥ 問い合わせ先 ユートピアくびき振興財団（☎025-530-2771）

3 井嶋奨学基金奨学金

- ① 応募資格 柿崎区内に居住する世帯の子どもで、次のいずれかに該当する人
 - ・ 県内の高等学校へ平成 26 年 4 月に進学予定又は在学している人
 - ・ 平成 26 年 4 月に大学へ入学予定の人
- ② 貸付金額(月額) 高等学校 1 万円、2 万円、3 万円の中から選択
大 学 一時金として 50 万円以内
- ③ 貸付期間 最短修業期間
- ④ 返 還 卒業（就職）後、1 年据え置きのうち 10 年以内に返還（無利息）
- ⑤ 申し込み期限 3 月 25 日（火）
- ⑥ 問い合わせ先 柿崎区総合事務所 教育・文化グループ（☎025-536-6714）

日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構奨学金には第 1 種（無利息）と第 2 種（有利息：在学中は無利息で最高 3% を上限）、緊急採用があります。対象は大学生や大学院生・短大生・高専生・専修学校（専門課程）生です。第 1 種奨学金は成績が優秀で経済的に困窮している学生を対象としておりますが、第 2 種奨学金は第 1 種より要件が緩和され、より幅広く学生に対して経済的支援を行っております。

採用基準等の詳細については、現在在籍する学校の奨学金担当者に問い合わせるか、同機構のホームページ (<http://www.jasso.go.jp/saiyou/>) をご覧ください。

◎問い合わせ先 現在在籍する各学校の奨学金担当へ。ただし高認・大検合格者が大学等へ進学する場合の予約申し込みは直接日本学生支援機構奨学金事業部（☎03-6743-6669）